（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「外国為替及び外国貿易法（」の下に「昭和二十四年法律第二百二十八号。」を加える。

第四条第二項第二号イ中「並びに」の下に「三五の四及び」を加え、同項第四号ただし書を次のように改める。

ただし、別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三五の四の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

別表第一の四の項（五）を次のように改める。

（五）　推進薬の制御装置に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの 1　サーボ弁 2　ポンプ 3　ガスタービン	

別表第一の四の項（五）の次に次のように加える。

（五の二）　（五）2に掲げる貨物に使用することができる軸受	

別表第一の五の項（十三）中「又はこれ」を削り、「製造した」の下に「セラミック粉末又は」を加える。

別表第一の七の項（十二）中「（周波数シンセサイザーを用いたものに限る。）」を削る。

別表第一の一二の項（一）中「、エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによつて造波抵抗を減少させるように設計した船舶」を削る。

別表第一の一三の項（二）の次に次のように加える。

（二の二）　人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の制御又はその作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置されるもの	

別表第二の二一の三の項中「麻薬及び向精神薬取締法」の下に「（昭和二十八年法律第十四号）」を加える。

別表第二の三五の三の項の次に次のように加える。

三五の四	（一）　水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀 （二）　水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品	全地域

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ及び同項第四号ただし書の改正規定並びに同令別表第二の三五の三の項の次に次のように加える改正規定は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一
内閣総理大臣　安倍　晋三

港則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十五号

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一北海道の部香深の項中「香深灯台（北緯四五度一八分一八秒東経一四一度二分五五秒）から一九四度四九五メートル」を「香深港北島防波堤灯台（北緯四五度一八分九秒東経一四一度三分一一秒）から二四七度三〇分五一五メートル」に改める。

別表第一神奈川県の部横須賀の項中「北緯三五度一二分四三秒東経一三九度四四分七秒」を「北緯三五度一二分四四秒東経一三九度四四分六秒」に改める。

別表第一愛媛県の部壬生川の項を次のように改める。

壬生川	壬生川港壬生川西防波堤灯台（北緯三三度五七分二五秒東経一三三度六分三九秒）から二六六度三〇分二、五〇メートルの地点から六七度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四七度一、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

附　則

この政令は、平成二十七年八月十五日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三